

~~省務内
4.1.28
五本~~

特250
735

宗教團體法案反對理由

344 東京市本郷區森川町壹番地

宗教團體法案反對佛教徒同盟
代表 近角常觀



始



宗教團體法案反對理由

佛教、神道、基督教を劃一的に規定したるころが、根本的反対の理由である。此度は團體の二字を加へて、宗教其物に觸れぬといふ言譯なれども、それは一種の口實に過ぎぬ。何んとなれば宗教其物が具體化したものが宗教團體である。その團體を規定して、國民の信念に觸れぬ筈はない。既に佛教、神道、基督教と頭を並べて國民の前に押し出して來たころが、國民信念の上に及ぼす影響、實に重大と言はねばならぬ。佛教各宗派及各宗聯合會なるものが、之を當然として受け入れ、頻に謳歌して居るは、果して眞の信仰を有するや否やを疑はざるを得ぬ次第である。故に色々の宗教を劃一的に律す



二
ることは、その信仰の絶対性を傷くるもので、信者の胸中には深き
痛みを感じるものである。一昨年の宗教法案論議の時、基督教側よ
り佛教と同一に律せらるゝことを嫌つたではないか。然るに佛教各
宗宗務者は、一昨年も今年も平然として之を甘受するは、無神の
極と言はねばならぬ。真正なる佛教信者は、悲痛止む可からざるも
のがある。

憲法の信教自由を理由として、團體を劃一に規定せねばならぬ如く
考へるは大なる誤解である。信仰上より言へば、諸宗教が劃一に律
せらるゝことは、却て各自の自由を拘束さるゝものである。況んや
國家に於て長き歴史を有し、國民の大多數を包括する佛教宗派が、
組織に於て外國に根據を有し、少數の信徒を有する基督教各派と、
劃一的に取扱はれねばならぬ筈は無い。

宗教法なるものありせば、それは國家と宗教との關係を規定するも
のと見ねばならぬ。從來佛教神道は一種の公認教なりと斷ずるが、
法學者の通論である。然るに今回の法案は、新來の基督教を佛教神
道と同一律に引上げて、公認教と爲したもので、吾國國家宗教關係
に於ける一大革命といふも過言ではない。明治三十二年山縣内閣提
出の宗教法案を、全國佛教徒が一齊に反對して、之を否決し去つた
のは、實にこの理由であつたのである。この信仰的理由は、幾年
を経ても變るべき筈はない。宗教制度調査會に異論がないとて當局
は樂觀して居るやうなれども、恐くば事の進むに従つて、深刻なる
反對を惹起するであらう。

吾人が最も慨嘆すべきは、今回の法案提出さるゝに至りた實狀であ
る。一昨年岡田案が貴族院に葬られたのは、絶対否認の態度を以て

爲されたのであつた。當時佛教各宗聯合會等は賛成意見であつた。而もその目的は境内地還附の物質的利益を得るためであつた。この各宗聯合會を地盤とする政治家が、その意を迎ふる爲に岡田案を骨抜きにして復活したものが、今回の宗教團體法案である。斯くの如き一部政治家の地盤關係と、各宗々務者の物質的利益との犠牲となりて、千數百年來の國家と佛教との關係が破壊せらるゝことは、實に千秋の恨事と言はねばならぬ。萬一この法案にして成立することあらば、佛教各宗派は何の面目ありて、その宗祖に見ゆるであらう。佛教各宗派及佛教聯合會の諸氏に、猛省一番せられんことを望むや切である。然らば吾人は何が故に此の如く佛教の國家關係の重大なるかを主張するかといふに、決して佛教宗派自身の利益のためではない。又自己主張の我見より言ふのではない。實に思想問題の解決

のために、佛教宗派自身が國家に對して奉貢する天職を全ふせんが爲めである。何んとなれば佛教の絶對的信仰は、人生に於ける百般の争鬭を融合して、平和なる社會を實現せしむる終歸である。罪惡自覺の信仰の下に、上下秩序の觀念を明らかにし、人心の歸趨を正しからしむる極宗である。是實に聖德太子が十七憲法に顯示したまへる、佛教信念の眞精神であらねばならぬ。

是に至りて一言すべきことがある。抑々如上佛教の精神より見れば、佛教家が現時日本の政界に對して、黨派的偏重を持來すべき行動を爲すことは不可である。萬一宗教者にして政界に進出して、佛教黨なるものが作らるゝならば、自然非佛教黨を激成せねばならぬことになる。西洋に於て羅馬カトリック教徒が、政黨を組織して政界に進出して、國家や新教徒と争鬭するの弊がある。若し佛教徒にして

其輩に倣ふものあらば、是れ佛教界を禍するのみならず、日本政界を傷くるの罪決して輕しとすべからずと斷言する。

若し又此佛教の理想を誤解して、佛教宗派が自ら開放して、基督教其他の宗教と列を同ふすることが、平和を實現するものなりと考ふるものあらば、それこそ實に自己の所信を捨て、他に苟合せんとする不徹底なる惡平等と言はねばならぬ。今回宗教團體法案に於て、劃一的規定をなして、此の如くするは基督教に對して恩惠を施して、同化せしむる所以であると誤信して居る立案者がある。是實に惡平等觀の極にして、國民を誤る甚しきものと言はねばならぬ。嘗て三教會同といへる不徹底極る企圖をなして、信仰を傷けながら之に氣付かなかつた政治家があつた。此宗教團體法案には、冥々の間此般の思想が流れて居る。是れ思想問題を解決せざるのみならず、却て

思想を混亂せしむるものである。信仰を分裂せしむるものである。此法案を以て思想善導など夢想するものあらば、木に縁りて魚を求むるよりも難きのみならず、小兒が火を弄して家を焼く如く、遂に國家社會を誤るの結果を齎すを虞るゝものである。官僚政治家若くは右傾思想家は、暗々裏に此法案を以て、思想若くは信仰を監督して、善導し得るものなりと誤信しては居らぬか。是れ思はざるの甚しきものである。露骨に言へば組織に於て、思想に於て、外國に本部を有して我國内に傳導する宗派に對して、如何に監督するも審議するも不可能の事ではないか。結局徒らに門戸を開放して、惡平等的宗教混亂を日本の政治界、宗教界に生ぜしむる結果に終るであらう。是れ吾人が直諫的態度を以て、此法案に對して阻止せられんことを哀訴止まざる所以である。

320

317

八

今や宗教制度調査會は、一鴻千里の勢を以て事を一氣に決して仕舞つたのである。たゞひ普通の法律として、此の如きは輕卒の譏を免れぬ。況んや國民の思想及信仰に關する重大なる法案を、此の如き態度を以て決せんとするは、危険極なきのみならず、不忠實の至と斷言するを憚からぬ。猶杞憂百出口を突きて進むもの多けれど、之を筆端に披瀝するに忍びぬ。敢て高察を請ふ所以である。頓首百拜

昭和四年一月二十二日

宗教團體法案反對佛教徒同盟

代表 近 角 常 觀

敬 白

昭和四年一月二十五日印刷
昭和四年一月二十九日發行

東京市本郷區森川町一番地
著作人 近 角 常 觀
東京市京橋區新富町六丁目六番地
印刷人 増 田 末 吉
東京市京橋區新富町六丁目六番地
印刷所 大和印刷株式會社

終

